

A. C. B（あいち調査士勉強会）会則

（平成24年11月 3日一部改正）

（平成25年11月 1日一部改正）

第1条【名 称】

本会の名称は『A. C. B（あいち調査士勉強会）』とする。

第2条【目 的】

本会は土地家屋調査士業務の研鑽及び会員相互の親睦を目的とし、これを達成するために必要な事業を行う。

第3条【会 員】

本会の会員は、原則として土地家屋調査士会会員、もしくは土地家屋調査士の資格を有する者（以下：有資格者と称する）にして本会の目的に賛同し入会した者とし、正会員、賛助会員及び準会員の3種とする。

1. 正会員

土地家屋調査士であって、10月1日の時点で満50歳未満の者、または土地家屋調査士登録後10年未満の者。

2. 賛助会員

前号以外の土地家屋調査士であって、役員会の承認を得た者。

3. 準会員

土地家屋調査士の資格を有する者。ただし正会員の推薦を得た者。

第4条【入 会】

本会の会員になろうとするものは、入会申込を行い、1ヶ月以内に会費を納付しなければならない。なお、会員名簿記載をもって、会員資格を取得する。

第5条【会員資格の喪失】

会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

1. 第3条の会員資格の喪失

2. 退会

3. 除名

第6条【退 会】

会員は退会しようとするときは、代表に退会届を提出しなければならない。なお、退会届の受理をもって、会員の資格を喪失する。

第7条【除 名】

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会における決議により、これを除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 会費を1年以上滞納したとき。
2. 前項1号により除名しようとする場合は、当人の事情を聴取しなければならない。ただし、本人がそれに応じない場合はこの限りではない。

第8条【会費等の不返還】

退会または除名された場合、納入済みの会費等の返還は行わない。

第9条【総 会】

1. 総会は正会員で構成し、定時総会と臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は適宜に、代表がこれを招集する。
3. 前項の招集通知は、会日の2週間前までに適宜な方法により会員に通知する。
4. 正会員総数の4分の1以上の請求があった場合、代表は請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
6. 賛助会員及び準会員は、総会に出席することができる。また必要な場合、発言することができる。

第10条【議 長】

総会の議長は、総会において選任する。

第11条【決議事項】

定時総会では、次の決議を行う。

1. 事業計画に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 会則の改廃に関する事項
4. 役員の選任及び解任に関する事項
5. 総会において必要と認めた事項
6. その他本会の運営に必要な事項

第12条【決 議】

総会の決議は、出席した正会員の過半数で決する。ただし可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第13条【書面表決等】

やむを得ない理由の為、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面で表決し、または他の出席構成員を代理人として表決委任することができる。

この場合において、前条及び第9条5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第14条【議事録】

総会の議事については、議事録を作成することとする。

議事録署名人は、出席した正会員の中から2名選出する。

第15条【役員】

本会は次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名以上
3. 地区幹事 3名以上
4. 会計 1名
5. 監査 1名以上
6. 相談役 若干名（必要に応じて置くことが出来る）

第16条【役員の選任及び任期】

1. 役員は総会において正会員の中から選任する。
2. 相談役は代表が指名し総会において承認する。
3. 役員の任期は就任後第1回目の定時総会終了までとする。
4. 役員の再任は妨げない。

第17条【役員会】

1. 役員会は代表、副代表、地区幹事、会計で構成し、会務の執行にあたる。
2. 役員会は必要があるときに代表が招集する。また必要ある時は相談役の出席を求める事ができる

第18条【行事】

本会は次の行事を行い、役員が執行する。

1. 定時総会 年1回
2. 例会 年数回

第19条【会 費】

1. 会費は、月額500円とする。
2. 会費は、定時総会までに1年分（6,000円）を一括前納する。
ただし、入会申込時点で土地家屋調査士登録後1年未満の者はその会計年度の会費を免除する。
3. 中途入会者の初年度会費は月割りとする。

第20条【会計年度】

会計年度は10月 1日から9月30日とする。

第21条【その他】

1. 本会則に定めのない事項については役員会において決定する。
2. 本会則を改正する場合は総会を開催し、協議決定する。

附則（施行期日）

この会則は平成23年11月 3日から施行する。